

平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に伴う  
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	9
3. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	10
4. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	11
5. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	26
6. T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	28
7. 特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	30
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	32
9. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	33
10. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	35
11. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	37
12. 取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表	39
13. 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表	43
14. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	45
15. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	46
16. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	67
17. T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則 の一部改正新旧対照表	69

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、<u>新投資口予約権証券</u>、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券（内国商品信託受益証券（特定の商品（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）又は外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国指標連動証券（外国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）に連動することを目的とするものをいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券（内国商品信託受益証券（特定の商品（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）又は外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国指標連動証券（外国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）に連動することを目的とするものをいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、</p>

む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。) (次号に掲げるものを除く。)

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(売買の種類)

第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。

(1)～(3) (略)

(3)の2 投資証券及び新投資口予約権証券

a・b (略)

(4)・(5) (略)

2～7 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2 (略)

3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）

次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

a・b (略)

(2) 出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

第66条及び第67条を除き以下同じ。) (次号に掲げるものを除く。)

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(売買の種類)

第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。

(1)～(3) (略)

(3)の2 投資証券

a・b (略)

(4)・(5) (略)

2～7 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2 (略)

3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）

次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

a・b (略)

(2) 出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

前号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは、「1口（新投資口予約権証券にあっては、新投資口予約権1個を1口とし、投資法人債券に類する外国投資証券にあっては、1証券を1口とする。）」と読み替えるものとする。

（3）～（5）（略）

4～8（略）

（売買単位）

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1） 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）

a・b（略）

（1）の2（略）

（2） 優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券及び内国商品信託受益証券は、1口（新投資口予約権証券にあっては、新投資口予約権1個を1口とする。）とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所がその都度定める口数とする。

（3）～（6）（略）

（空売り価格規制の基準価格）

第16条 取引規制府令第12条第5項の規定により当取引所が定める価格（以下「基準価格」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

前号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは、「1口（投資法人債券に類する外国投資証券にあっては、1証券を1口とする。）」と読み替えるものとする。

（3）～（5）（略）

4～8（略）

（売買単位）

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1） 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）

a・b（略）

（1）の2（略）

（2） 優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券は、1口とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所がその都度定める口数とする。

（3）～（6）（略）

（空売り価格規制の基準価格）

第16条 取引規制府令第12条第5項の規定により当取引所が定める価格（以下「基準価格」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び新投資口予約権証券をいう。以下この項において同じ。）及び内国商品信託受益証券

次の a 及び b に掲げる場合の区分に従い、当該 a 及び b に掲げる値段とする。ただし、配当落等の期日（第 25 条第 1 項に規定する配当落等の期日をいう。以下この項において同じ。）、第 25 条の 2 に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日又は第 26 条に規定する取得対価の変更期日の基準価格は、別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」により算出した値段とする。

a・b (略)

(2)～(5) (略)

2～4 (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第 66 条 施行令第 12 条第 2 号及び同第 14 条の 3 の 7 第 5 号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次の a 又は b に掲げる場合において、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券（株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）又は交換社債券（以下この号において「新株予約権証券等」という。）に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券又は投資証券（以下この号において「行使対象株券等」とい

(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、出資証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下この項において同じ。）及び内国商品信託受益証券

次の a 及び b に掲げる場合の区分に従い、当該 a 及び b に掲げる値段とする。ただし、配当落等の期日（第 25 条第 1 項に規定する配当落等の期日をいう。以下この項において同じ。）、第 25 条の 2 に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日又は第 26 条に規定する取得対価の変更期日の基準価格は、別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」により算出した値段とする。

a・b (略)

(2)～(5) (略)

2～4 (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第 66 条 施行令第 12 条第 2 号及び同第 14 条の 3 の 7 第 5 号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次の a 又は b に掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券（株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）又は交換社債券（以下この号において「新株予約権証券等」という。）に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券（以下この号において「行使対象株券」という。）の数量（当

う。) の数量 (当該売付けと対当する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券等の数量及び新株予約権証券等に係る価格と行使対象株券等の価格の関係を利用して行う取引であって、新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券等の数量の範囲内で当該行使対象株券等と同一の銘柄の株券又は投資証券の買付けを行う取引による当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券等の数量を控除した数量に限る。) の範囲内で、当該行使対象株券等と同一の銘柄の株券又は投資証券の買付けを行う取引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券等と同一の銘柄の株券又は投資証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券又は投資証券の数量の範囲内で、当該株券又は投資証券の買付けを行う取引

(6) ~ (14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 金融商品取引業等に関する内閣府令  
(平成19年内閣府令第52号) 第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。以下この号及び次号において同じ。)に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と

該売付けと対当する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量及び新株予約権証券等に係る価格と行使対象株券の価格の関係を利用して行う取引であって、新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引による当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券の買付けを行う取引

(6) ~ (14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 金融商品取引業等に関する内閣府令  
(平成19年内閣府令第52号) 第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。以下この号及び次号において同じ。)に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等

当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券又は投資証券（以下この号及び次号において「行使対象株券等」という。）の価格の関係を利用して行う次のaからdまでに掲げる取引に係る買付け

- a 新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券等の数量の範囲内で当該行使対象株券等と同一の銘柄の株券又は投資証券の買付けを行う取引
- b 株券又は投資証券の買付残高を有し、かつ、当該株券又は投資証券と同一の銘柄の株券又は投資証券を行使対象株券等とする新株予約権証券等（株券預託証券及び交換社債券を除く。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、行使対象株券等の数量が当該売付株券又は投資証券の数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付け（当該売付けを行っている新株予約権証券等の数量の範囲内で行うものに限る。）を行う取引
- c 行使対象株券等と同一の銘柄の株券又は投資証券の売付けを行うとともに、行使対象株券等の数量が、当該売付けの数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付けを行う取引
- d 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、行使対象株券等と同一の銘柄の株券又は投資証券の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券等の数量の範囲内となる株券又は投資証券の買付け（当該売付けを行っている株券又は投資証券の数量の範囲内で行うものに限る。）を行う取引

（6）次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券等に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券（以下この号及び次号において「行使対象株券」という。）の価格の関係を利用して行う次のaからdまでに掲げる取引に係る買付け

- a 新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引
- b 株券の買付残高を有し、かつ、当該株券と同一の銘柄の株券を行使対象株券とする新株予約権証券等（株券預託証券及び交換社債券を除く。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、行使対象株券の数量が当該売付株券の数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付け（当該売付けを行っている新株予約権証券等の数量の範囲内で行うものに限る。）を行う取引
- c 行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量が、当該売付けの数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付けを行う取引
- d 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量の範囲内となる株券の買付け（当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で行うものに限る。）を行う取引

（6）次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券等に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている新株予約権証券等に係る行使対象株券等の数量（当該売付けと対当する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券等の数量及び前号 a 又は b に規定する取引による売付新株予約権証券等に係る行使対象株券等の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該行使対象株券等と同一の銘柄の株券又は投資証券の買付けを行う取引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券等と同一の銘柄の株券又は投資証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券又は投資証券の数量の範囲内で、当該株券又は投資証券の買付けを行う取引

(7) ~ (16) (略)

(外国株券等の円滑な流通の確保)

第68条 外国株券、投資信託受益証券、投資証券、内国商品信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券（以下この条において「外国株券等」という。）について、幹事金融商品取引業者等（幹事である金融商品取引業者をいい、指標連動型投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券にあっては、指定参加者（募集の取扱いを行う者をいう。）をいい、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券（外国法人の発行する株券を信託財産とするものを除く。）及び外国受益証券発行信託の受益証券にあっては、当取引所が定めるところにより当取引所が指定する取引参加者をいう。）である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量（当該売付けと対当する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量及び前号 a 又は b に規定する取引による売付新株予約権証券等に係る行使対象株券等の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券の買付けを行う取引

(7) ~ (16) (略)

(外国株券等の円滑な流通の確保)

第68条 外国株券、投資信託受益証券、投資証券、内国商品信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券（以下この条において「外国株券等」という。）について、幹事金融商品取引業者等（幹事である金融商品取引業者をいい、指標連動型投資信託受益証券にあっては、指定参加者（募集の取扱いを行う者をいう。）をいい、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券（外国法人の発行する株券を信託財産とするものを除く。）及び外国受益証券発行信託の受益証券にあっては、当取引所が定めるところにより当取引所が指定する取引参加者をいう。）である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場適格性調査体制等の整備) 第22条の4 (略) 2 有価証券上場規程第304条第1項第2号 aに規定する増資の合理性に係る審査又は同 第1211条第1項第2号aに規定する投資 口の発行の合理性に係る審査を行う取引参加 者は、当取引所が定めるところにより、当該 増資又は当該投資口の発行の合理性に係る審 査体制を整備しなければならない。	(上場適格性調査体制等の整備) 第22条の4 (略) 2 有価証券上場規程第304条第1項第2号 aに規定する増資の合理性に係る審査を行う 取引参加者は、当取引所が定めるところによ り、当該増資の合理性に係る審査体制を整備 しなければならない。
付 則 この改正規定は、平成26年12月1日から 施行する。	

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株予約権証券等の信用取引の禁止)</p> <p>第3条 取引参加者は、新株予約権証券、出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）、<u>新投資口予約権証券</u>、上場廃止の基準に該当した銘柄その他当取引所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> <p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第7条 取引参加者は、業務規程第2条第1項第1号に掲げる有価証券（<u>第3条の規定により信用取引が禁止されているものを除く。</u>）のうち制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「制度信用銘柄」という。）以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新株予約権証券等の信用取引の禁止)</p> <p>第3条 取引参加者は、新株予約権証券、出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）、上場廃止の基準に該当した銘柄その他当取引所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> <p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第7条 取引参加者は、業務規程第2条第1項第1号に掲げる有価証券（<u>新株予約権証券及び出資証券を除く。</u>）のうち制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「制度信用銘柄」という。）以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。</p>	

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1編～第4編 (略)	第1編～第4編 (略)
第5編 E T F	第5編 E T F
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 E T F (第1101条— <u>第1119条</u> )	第2章 E T F (第1101条— <u>第1118条</u> )
第6編・第7編 (略)	第6編・第7編 (略)
付則 (略)	付則 (略)
(新株予約権証券の上場)	(新株予約権証券の上場)
第304条 第301条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券等を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。	第304条 第301条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券等を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 新株予約権証券の発行者である上場会社において次のa又はbのいずれかの手続きが実施されていること（当該上場会社が当該新株予約権証券に関して法第2条第6項第3号に規定する契約を締結している場合（ <u>この条において</u> 「コミットメント型の場合」という。）を除く。）。	(2) 新株予約権証券の発行者である上場会社において次のa又はbのいずれかの手続きが実施されていること（当該上場会社が当該新株予約権証券に関して法第2条第6項第3号に規定する契約を締結している場合（ <u>以下</u> 「コミットメント型の場合」という。）を除く。）。
a・b (略)	a・b (略)
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(適格指標の指定)	(適格指標の指定)
第943条 当取引所は、新規上場申請に係る <u>E T N信託受益証券</u> の上場を承認した場合には、当該 <u>E T N信託受益証券</u> に係る指標を第945条第1項第3号bに定める要件を満たす指標として指定する。	第943条 当取引所は、新規上場申請に係る <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> の上場を承認した場合には、当該 <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> に係る指標を第945条第1項第3号bに定める要件を満たす指標として指定す

## 第5編 E T F

(上場審査基準)

第1104条 内国E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d又はdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第1107条第2項第1号及び第1112条第1項第3号において同じ。）の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの（c）及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの（h）及びcの3を除く。）に適合していること。

a～dの4 (略)

e 次の（a）及び（b）に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。）に終了する各特定期間（信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。）の財務諸表等又は各

る。

## 第5編 受益証券及び投資証券

(上場審査基準)

第1104条 内国E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d又はdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第1107条第2項第1号及び第1112条第1項第3号において同じ。）の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの（c）及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの（h）及びcの3を除く。）に適合していること。

a～dの4 (略)

e 次の（a）及び（b）に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。）に終了する各特定期間（信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。）の財務諸表等又は各

特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等（第2条第89号の規定にかかわらず、有価証券届出書（法の規定に基づき有価証券届出書又はその訂正届出書とみなされる書類を含む。）、有価証券報告書（報告書代替書面を含む。以下同じ。）及びその添付書類、半期報告書（半期代替書面を含む。以下同じ。）並びに目論見書をいう。）に虚偽記載（第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書（法の規定に基づき有価証券届出書又はその訂正届出書とみなされる書類を含む。）又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。）を行っていないこと。

（b）（略）

f・g（略）

（3）（略）

2～6（略）

特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等（第2条第89号の規定にかかわらず、有価証券届出書、有価証券報告書（報告書代替書面を含む。以下同じ。）及びその添付書類、半期報告書（半期代替書面を含む。以下同じ。）並びに目論見書をいう。）に虚偽記載（第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。）を行っていないこと。

（b）（略）

f・g（略）

（3）（略）

2～6（略）

(変更上場申請)

第1105条 上場E T Fに係る管理会社及び信託受託者（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては、外国投資法人及び管理会社）が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、当該管理会社又は信託受託者（外国投資証券に該当する外国E T F又は当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては、外国投資法人又は管理会社）は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

（1）・（2）（略）

2（略）

（テクニカル上場）

第1106条 上場内国E T Fが併合（投資信託法第16条第2号の規定に基づき、二以上の上場内国E T Fが併合を行う場合に限る。以下この条において同じ。）を行い上場廃止となる場合で、併合後の内国E T Fの新規上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は第1104条第1項各号に掲げる基準によるものとする。

2 前項の規定により上場される内国E T Fの上場日は、併合がその効力を生ずる日とする。ただし、新規上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

(代理人等の選定)

第1110条 次の各号に掲げる者は、施行規則で定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係において一切の行為につき当該各号に掲げる

(変更上場申請)

第1105条 上場E T Fに係る管理会社及び信託受託者（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては、外国投資法人及び管理会社）が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

（1）・（2）（略）

2（略）

第1106条 削除

(代理人等の選定)

第1110条 次の各号に掲げる者は、施行規則で定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係において一切の行為につき当該各号に掲げる

者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

- (1) (略)
- (2) 上場外国E T F (外国投資証券に該当するものに限る。) 又は上場外国E T F 信託受益証券 (外国投資証券に該当する外国E T Fを受託有価証券とするものに限る。) に係る外国投資法人

(テクニカル上場時の引継ぎ)

第1118条 第1106条の規定の適用を受けて上場した内国E T Fに係る管理会社及び信託受託者に対する施行規則で定める規定の適用については、当該内国E T Fの管理会社及び信託受託者を同条第1項に規定する併合により上場廃止となった内国E T Fの管理会社及び信託受託者と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、当取引所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

(準用規定)

第1119条 (略)

(第6編における定義)

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)～(3) (略)
- (3)の2 自己投資口 投資証券の発行者である投資法人が有する当該投資証券をいう。
- (4)～(9) (略)
- (9)の2 新投資口予約権証券 投資信託法第2条第18項に規定する新投資口予約権証券をいう。

者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

- (1) (略)
- (2) 上場外国E T F (外国投資証券に該当するものに限る。) 又は上場外国E T F 信託受益証券 (外国投資証券に該当するもに限る。) に係る外国投資法人

(新設)

(準用規定)

第1118条 (略)

(第6編における定義)

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)～(3) (略)

(新設)

- (4)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(11) 不動産関連資産 次の a から g までに掲げる資産をいう。

a ~ f (略)

g 投資信託法第193条第1項第3号から第5号までに掲げる取引を行うことを目的とする法人の発行する株式で、同法第194条第2項の規定に基づき投資法人が取得するもののうち、施行規則で定めるもの（次号hに掲げるものを除く。）。

(12) 不動産等 次の a から h までに掲げる資産をいう。

a ~ g (略)

h 投資信託法第193条第1項第3号から第5号までに掲げる取引を行うことを目的とする法人の発行する株式で、同法第194条第2項の規定に基づき投資法人が取得するもののうち、施行規則で定めるもの。

(13) ~ (19) (略)

（上場審査の形式要件）

第1205条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次の a から o までに適合していること。

a ~ f (略)

g 大口投資主（所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。以下同じ。）が所有する投資口の総口数に自己投資口口数（自己投資口処分決議（自己投資口の処分に係る投資信託法第80条第4項の規定による決議をいう。以下同

(10) (略)

(11) 不動産関連資産 次の a から f までに掲げる資産をいう。

a ~ f (略)

(新設)

(12) 不動産等 次の a から g までに掲げる資産をいう。

a ~ g (略)

(新設)

(13) ~ (19) (略)

（上場審査の形式要件）

第1205条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次の a から o までに適合していること。

a ~ f (略)

g 大口投資主（所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。以下同じ。）が所有する投資口の総口数又は大口受益者（所有する受益権口数の多い順に10名の受益者をいう。以下同じ。）が所有する受益権の総口数が、上場の時

じ。) を行った場合には、処分する自己投資口口数を除く。) を加えた投資口口数又は大口受益者（所有する受益権口数の多い順に10名の受益者をいう。以下同じ。）が所有する受益権の総口数が、上場の時までに、上場投資口口数又は上場受益権口数の75%以下になる見込みのあること。

h 大口投資主及び自己投資口を所有している場合（所有している投資口の全てについて自己投資口処分決議を行った場合を除く。）の当該新規上場申請銘柄の発行者である者を除く投資主又は大口受益者を除く受益者の数が、上場の時までに1,000人以上となる見込みのあること。

i ~ o (略)

(新不動産投資信託証券等の上場申請)

第1209条 上場不動産投資信託証券に係る投資法人若しくは投資信託の新たに発行される投資口若しくは受益権に係る不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券に係る投資法人の新たに発行される新投資口予約権証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、第1201条の2第1項各号に定める者（以下「上場不動産投資信託証券の発行者等」という。）のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場不動産投資信託証券の発行者等のうちいずれかの者は、新たに不動産投資信託証券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の上場申請の手続をとるものとする。

3 当取引所は、第1項の上場申請により、当

までに、上場投資口口数又は上場受益権口数の75%以下になる見込みのあること。

h 大口投資主を除く投資主又は大口受益者を除く受益者の数が、上場の時までに1,000人以上となる見込みのあること。

i ~ o (略)

(新不動産投資信託証券の上場申請)

第1209条 上場不動産投資信託証券に係る投資法人又は投資信託の新たに発行される投資口又は受益権に係る不動産投資信託証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、第1201条の2第1項各号に定める者（以下「上場不動産投資信託証券の発行者等」という。）が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場不動産投資信託証券の発行者等は、新たに不動産投資信託証券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の上場申請の手続をとるものとする。

3 当取引所は、第1項の上場申請により、当

該不動産投資信託証券又は新投資口予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

(新投資口予約権証券の上場)

第1211条 第1209条の規定により上場

申請のあった新投資口予約権証券が、上場不動産投資信託証券を目的とするものである場合には、次の各号に掲げる基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1) 上場申請のあった新投資口予約権証券が施行規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人（上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。）において次のa又はbのいずれかの手続きが実施されていること（当該上場投資法人が当該新投資口予約権証券に関して法第2条第6項第3号に規定する契約を締結している場合（この条において「コミットメント型の場合」という。）を除く。）。

a 取引参加者による投資口の発行の合理性に係る審査

b 投資主総会決議などによる投資主の意思確認

(3) 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人の運用成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

a 新規上場申請日の直前営業期間において純利益の額が正でないこと。

b 新規上場申請日の直前営業期間の末において純資産総額が5億円以上でないこと。

該不動産投資信託証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更するものとする。

第1211条 削除

(4) 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

2 前項の規定により新投資口予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、施行規則で定める当取引所所定の「確約書」を提出するものとする。

3 第1項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

4 その他新投資口予約権証券の上場に関して必要な事項は、施行規則で定める。

(変更上場申請)

第1212条 上場不動産投資信託証券の発行者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとする場合は、上場不動産投資信託証券の発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第1213条 (略)

2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合 (施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)

(変更上場申請)

第1212条 上場不動産投資信託証券の発行者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとする場合は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第1213条 (略)

2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合 (施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)

は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が次の（a）から（p）までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

（a）～（1）（略）

（m） 投資信託法第80条の2第1項

（同法第80条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

の規定による自己投資口の取得

（n） 新投資口予約権無償割当て

（o） 投資信託法第136条第2項の規定に基づき、損失の全部又は一部を出資総額等から控除すること。

（p） （a）から前（o）までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に、次の（a）から（t）までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

（a）～（r）（略）

（s） 投資主による投資証券の発行の差止めの請求

（t） （a）から前（s）までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が次の（a）から（m）までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

（a）～（1）（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（m） （a）から前（1）までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に、次の（a）から（s）までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

（a）～（r）（略）

（新設）

（s） （a）から前（r）までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c・d (略)  
(2)・(3) (略)  
3～6 (略)

(上場不動産投資信託証券に関する行動規範)  
第1216条の2 上場不動産投資信託証券の発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主若しくは受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場不動産投資信託証券に係る新投資口予約権無償割当て又は投資口若しくは受益権の併合若しくは分割を行わないものとする。

2 (略)

(上場廃止基準)

第1218条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) (略)

(6) 上場投資口口数 (自己投資口口数 (自己投資口処分決議を行った場合には、処分する投資口口数を除く。) を除く。) 又は上場受益権口数が、4,000口未満である場合

(7)～(19) (略)

3 (略)

(上場等に関する料金)

第1223条 新規上場申請に係る不動産投資信託証券及び新投資口予約権証券の発行者並びに上場不動産投資信託証券の発行者は、上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金を施行規則

c・d (略)  
(2)・(3) (略)  
3～6 (略)

(上場不動産投資信託証券に関する行動規範)  
第1216条の2 上場不動産投資信託証券の発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主若しくは受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場不動産投資信託証券に係る投資口又は受益権の併合又は分割を行わないものとする。

2 (略)

(上場廃止基準)

第1218条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) (略)

(6) 上場投資口口数又は上場受益権口数が、4,000口未満である場合

(7)～(19) (略)

3 (略)

(上場に関する料金)

第1223条 新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者は、上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払う

で定めるところにより支払うものとする。

(新証券の上場申請)

第1309条 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなベンチャーファンドの上場を申請する場合には、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人又はベンチャーファンド資産運用会社が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人又はベンチャーファンド資産運用会社は、新たにベンチャーファンドを発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の上場申請の手続をとるものとする。

3 (略)

(変更上場申請)

第1311条 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「上場ベンチャーファンド発行者等」といふ。）が、当該ベンチャーファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、当該上場ベンチャーファンド発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の

ものとする。

(新証券の上場申請)

第1309条 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなベンチャーファンドの上場を申請する場合には、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「上場ベンチャーファンド発行者等」といふ。）が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、新たにベンチャーファンドを発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の上場申請の手続をとるものとする。

3 (略)

(変更上場申請)

第1311条 上場ベンチャーファンド発行者等が、当該ベンチャーファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の

各号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

（1） 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからnまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～1 (略)

m 投資信託法第136条第2項の規定に基づき、損失の全部又は一部を出資総額等から控除すること。

n aから前mまでに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

（2） 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次のaからkまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～i (略)

j 投資主による投資証券の発行の差止めの請求

k aから前jに掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

各号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

（1） 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからmまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～1 (略)

（新設）

m aから前lまでに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

（2） 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次のaからjまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～i (略)

（新設）

j aから前iに掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(書類の提出等)

第1313条 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が当取引所に対して行う書類の提出等については、施行規則で定めるところによる。

2 (略)

(新証券の上場申請)

第1407条 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなカントリーファンドの上場を申請する場合には、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人又はカントリーファンド資産運用会社が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人又はカントリーファンド資産運用会社は、新たにカントリーファンドを発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の上場申請の手續をとるものとする。

3 (略)

(新証券の上場)

第1408条 前条の規定により上場申請があった場合には、次の各号に掲げるところにより原則として上場を承認するものとする。

(1) • (2) (略)

(変更上場申請)

第1409条 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人及びカント

(書類の提出等)

第1313条 上場ベンチャーファンド発行者等が当取引所に対して行う書類の提出等については、施行規則で定めるところによる。

2 (略)

(新証券の上場申請)

第1407条 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなカントリーファンドの上場を申請する場合には、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人及びカントリーファンド資産運用会社 (以下「上場カントリーファンド発行者等」といふ。) が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場カントリーファンド発行者等は、新たにカントリーファンドを発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の上場申請の手續をとるものとする。

3 (略)

(新証券の上場)

第1408条 前条の規定により上場申請があった場合には、次の各号に掲げるところにより原則として上場を承認するものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

(1) • (2) (略)

(変更上場申請)

第1409条 上場カントリーファンド発行者等が、当該上場カントリーファンドの銘柄、

リーファンド資産運用会社（以下「上場カントリーファンド発行者等」という。）が、当該上場カントリーファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、当該上場カントリーファンド発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

数量等を変更しようとする場合は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第1205条第2号g及びhの規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(保管振替機構等の規則の適用) 第26条 内国株券（内国法人の発行する株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券をいう。以下同じ。）、内国法人の発行する新株予約権証券、 <u>新投資口予約権証券</u> 、受益証券発行信託の受益証券又は転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるものほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。 2～4 (略)	(保管振替機構等の規則の適用) 第26条 内国株券（内国法人の発行する株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券をいう。以下同じ。）、内国法人の発行する新株予約権証券、受益証券発行信託の受益証券又は転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるものほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。 2～4 (略)
(口座振替による受渡し) 第27条 取引参加者は、顧客から内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券、 <u>新投資口予約権証券</u> 、債券（国債証券及び機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）又は受益証券発行信託の受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。 2・3 (略)	(口座振替による受渡し) 第27条 取引参加者は、顧客から内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券、債券（国債証券及び機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）又は受益証券発行信託の受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。 2・3 (略)
(株式分割等による株式を受ける権利等が付与	(株式分割等による株式を受ける権利等が付与

された場合の有価証券の弁済)

第49条 株式分割等による株式を受ける権利  
(株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当による株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。)、新株予約権  
(新投資口予約権、募集株式の割当てを受ける権利並びに優先出資、新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当を受ける権利を含む。)又は新株予約権の割当を受ける権利  
(以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。)が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券(投資信託受益証券及び投資証券を含む。)をもってこれを行うものとする。

された場合の有価証券の弁済)

第49条 株式分割等による株式を受ける権利  
(株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当による株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。)、新株予約権  
(募集株式の割当を受ける権利並びに優先出資、新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当を受ける権利を含む。以下同じ。)又は新株予約権の割当を受ける権利(以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。)が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券(投資信託受益証券及び投資証券を含む。)をもってこれを行うものとする。

#### 付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(この章の目的) 第3条 株券（新株予約権証券、出資証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、 <u>新投資口予約権証券</u> 、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を含む。第6条第2号を除き、以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいい、外国法人の発行するものを除く。以下同じ。）に係るT o S T N e T 取引については、この章の定めるところによる。	(この章の目的) 第3条 株券（新株予約権証券、出資証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を含む。第6条第2号を除き、以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいい、外国法人の発行するものを除く。以下同じ。）に係るT o S T N e T 取引については、この章の定めるところによる。
2 (略)	2 (略)
(单一銘柄取引等の定義) 第4条 (略) 2・3 (略)	(单一銘柄取引等の定義) 第4条 (略) 2・3 (略)
4 この章において自己株式立会外買付取引とは、この章に定めるところに従って上場会社又は上場投資法人（上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人をいう。）が行う次	4 この章において自己株式立会外買付取引とは、この章に定めるところに従って上場会社が行う会社法（平成17年法律第86号）第156条第1項（同法第163条及び同法第

の各号に掲げる T o S T N e T 取引をいう。

(1) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号)

第 156 条第 1 項 (同法第 163 条及び同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定又はこれに相当する外国の法令の規定 (当該上場会社が外国会社である場合に限る。) による自己の株式の取得のための T o S T N e T 取引

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律

(昭和 26 年法律第 198 号) 第 80 条の 2 第 1 項 (同法第 80 条の 5 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による自己の投資口の取得のための T o S T N e T 取引

(単一銘柄取引等の対象有価証券)

第 6 条 T o S T N e T 取引は、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定める有価証券について行うものとする。

(1) (略)

(2) 自己株式立会外買付取引

株券及び投資証券

付 則

この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定又はこれに相当する外国の法令の規定 (当該上場会社が外国会社である場合に限る。) による自己の株式の取得のための T o S T N e T 取引をいう。

(新設)

(新設)

(単一銘柄取引等の対象有価証券)

第 6 条 T o S T N e T 取引は、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定める有価証券について行うものとする。

(1) (略)

(2) 自己株式立会外買付取引

株券

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(売買単位)	(売買単位)
第12条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	第12条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) 株券（新株予約権証券（法第2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券をいう。以下同じ。）を含む。）	(1) 株券（新株予約権証券（法第2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券をいう。以下同じ。）を含む。）
a 内国法人が発行者であるものは、100株（新株予約権証券については、新株予約権1個を1株とする。以下この号において同じ。）とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については当取引所がその都度定める単位とする。	a 内国法人が発行者であるものは、100株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については当取引所がその都度定める単位とする。
b (略)	b (略)
(2) 優先出資証券（法第2条第1項第7号に掲げる優先出資証券をいう。）、投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券をいう。）、投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券をいう。）、 <u>新投資口予約権証券（法第2条第1項第11号に掲げる新投資口予約権証券をいう。）及び内国商品信託受益証券（特定の商品（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。）は、1口（新投資口予約権については、新投資口予約権1個を1口とする。）とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所がその都度定める口数とする。</u>	(2) 優先出資証券（法第2条第1項第7号に掲げる優先出資証券をいう。）、投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券をいう。）、投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券をいう。）及び内国商品信託受益証券（特定の商品（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。）は、1口とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所がその都度定める口数とする。
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 株券等 次のaからmまでに掲げる有価証券をいう。	(3) 株券等 次のaからmまでに掲げる有価証券をいう。
a～i (略)	a～i (略)
<u>iの2 新投資口予約権証券 (法第2条第1項第11号に掲げる新投資口予約権証券をいう。)</u>	(新設)
j 外国投資証券 (法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券をいう。) のうち <u>i</u> 及び前 <u>iの2</u> に掲げる有価証券に類する証券	j 外国投資証券 (法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券をいう。) のうち前 <u>i</u> に掲げる有価証券に類する証券
k～m (略)	k～m (略)
(4)～(48) (略)	(4)～(48) (略)
付 則	
この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(売買の取消し) 第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。 (1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第29条第5号の規定により売買が停止された時、ToSTN eT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定によりToSTN eT取引に係る売買が停止された時又は規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。 a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、出資証券、投資信託受益証券、 <u>投資証券及び新投資口予約権証券を</u> いう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券 第22条第1項第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量） b・c (略) (2) (略) 2 (略)	(売買の取消し) 第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。 (1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第29条第5号の規定により売買が停止された時、ToSTN eT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定によりToSTN eT取引に係る売買が停止された時又は規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。 a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、出資証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券 第22条第1項第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量） b・c (略) (2) (略) 2 (略)
(取消しの可能性の周知が必要と認める場合) 第22条 規程第29条第5号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える売買が成立した場合に行うものとする。	(取消しの可能性の周知が必要と認める場合) 第22条 規程第29条第5号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える売買が成立した場合に行うものとする。

(1) 内国株券及び内国商品信託受益証券  
上場株式数（新株予約権証券の場合は上場新株予約権個数をいい、出資証券の場合は上場出資口数をいい、優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいい、新投資口予約権証券の場合は上場新投資口予約権個数をいう。）の10%に相当する数量

(2)・(3) (略)

2 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

(1) 内国株券及び内国商品信託受益証券  
上場株式数（出資証券の場合は上場出資口数をいい、優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいい。）の10%に相当する数量

(2)・(3) (略)

2 (略)

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(株券の制限値幅)	(株券の制限値幅)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、新株予約権証券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅に新株予約権の行使により交付される株数を乗じて算出した値幅とし、 <u>新投資口予約権証券の呼値の制限値幅は、旧投資証券の呼値の制限値幅に新投資口予約権の行使により交付される口数を乗じて算出した値幅とする。</u>	5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、新株予約権証券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅に新株予約権の行使により交付される株数を乗じて算出した値幅とする。
6 (略)	6 (略)
(基準値段)	(基準値段)
第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。	第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。
(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、出資証券、投資信託受益証券、 <u>投資証券及び新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券</u>	(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、出資証券、投資信託受益証券及び <u>投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券</u>
前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の当該銘柄の最終値段（呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第11条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。以下同じ。）とし、前日に約定値段（同第10条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日（以下「配当落等の期日」という。）、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」に	前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の当該銘柄の最終値段（呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第11条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。以下同じ。）とし、前日に約定値段（同第10条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日（以下「配当落等の期日」という。）、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」に

より算出した値段とする。

(2)～(5)

2～4 (略)

より算出した値段とする。

(2)～(5)

2～4 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧	
(取引参加料金)	(取引参加料金)	
第3条 (略)	第3条 (略)	
2・3 (略)	2・3 (略)	
4 アクセス料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における株券等（内国株券（出資証券、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。）、新株予約権証券、 <u>新投資口予約権証券</u> 、外国株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を含む。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券をいう。以下同じ。）の売買に係る注文の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第3に定めるとおりとする。	4 アクセス料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における株券等（内国株券（出資証券、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。）、新株予約権証券、外国株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を含む。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券をいう。以下同じ。）の売買に係る注文の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第3に定めるとおりとする。	
5～9 (略)	5～9 (略)	
<b>付 則</b>		
この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。		
別表第2	別表第2	
取引料の算出の基準及び取引料率 取引料の額（月額）に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。	取引料の算出の基準及び取引料率 取引料の額（月額）に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。	
取引対象の区分	算出の基準	取引料率
株券等（内国株券（出資証券、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。）、新株予約権証券、 <u>新投資口予約権証券</u> 、外国株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券を含む。）の売買に係る注文の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第3に定めるとおりとする。	(略)	(略)
取引対象の区分	算出の基準	取引料率
株券等（内国株券（出資証券、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。）、新株予約権証券、外国株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券を含む。）の売買に係る注文の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第3に定めるとおりとする。	(略)	(略)

託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を含む。)、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を含む。) (JASDAQに上場する株券等(出資証券を除く。以下同じ。)を除く。)			証券及び外国株預託証券を含む。)、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を含む。) (JASDAQに上場する株券等(出資証券を除く。以下同じ。)を除く。)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 (略) 2 前項の上場適格性調査体制等の整備は、幹事取引参加者等が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当取引所の取引参加者として当取引所の市場への上場の適格性に関する調査及び増資又は投資口の発行 <u>(以下「増資等」という。)</u> の合理性に係る審査の水準を維持・向上し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。	(目的) 第1条 (略) 2 前項の上場適格性調査体制等の整備は、幹事取引参加者等が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当取引所の取引参加者として当取引所の市場への上場の適格性に関する調査及び増資の合理性に係る審査の水準を維持・向上し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。
第3章 増資等の合理性に係る審査体制  (増資等の合理性に係る審査の実施) 第11条 有価証券上場規程第304条第1項 第2号aに規定する増資の合理性に係る審査を行う取引参加者(以下この項において「審査取引参加者」という。)は、新株予約権証券の上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、上場会社が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び上場会社の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号に掲げる事項についての厳正な審査を行うものとする。 (1)～(7) (略)	第3章 増資の合理性に係る審査体制  (増資の合理性に係る審査の実施) 第11条 有価証券上場規程第304条第1項 第2号aに規定する増資の合理性に係る審査を行う取引参加者(以下「審査取引参加者」という。)は、新株予約権証券の上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、上場会社が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び上場会社の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号に掲げる事項についての厳正な審査を行うものとする。 (1)～(7) (略) (新設)
2 有価証券上場規程第1211条第1項第2号aに規定する投資口の発行の合理性に係る審査を行う取引参加者(以下この項において「審査取引参加者」という。)は、新投資口予約権証券の上場申請を行おうとする又は行	

った者について、上場投資法人が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び上場不動産投資信託証券の発行者等による情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める事項を踏まえた厳正な審査を行うものとする。

(1) 適格性

反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無

(2) 組入予定物件の投資方針との適合状況

a 投資方針

b 組入物件の内容

c 取得価格及び取得の経緯

(3) 投資法人及び物件の収益見通し

a 財政状態及び運用成績

b 利益計画の策定根拠の妥当性

c 成長性及び安定性

d 公表された利益計画の達成状況

(4) 適正な開示及び調達する資金の使途

a ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性

b 調達する資金の使途の適切な開示

c 過去に調達した資金の充当状況

d 直近営業期間の末日以降の状況の適切な開示

(5) 価格等の動向

a 投資証券の価格の推移

b 投資証券の売買高の推移

c 投資証券の流動性を踏まえた発行数量の妥当性

(6) その他審査取引参加者が必要と認める事項

(社内記録の作成、保存)

第12条 審査取引参加者（前条第1項及び第2項に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）は、上場申請を行った者に対する増資等の合理性に係る審査について、次の各号に掲げる社内記録を作成し、上場申請日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとする。

- (1) 増資等の合理性に係る審査において収集した資料及び情報（増資等の合理性に係る審査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
- (2) 増資等の合理性に係る審査の結果の形成過程に係る記録

(増資等の合理性に係る審査の独立性の確保)

第13条 審査取引参加者は、次の各号に適合する組織体制を整備するものとする。ただし、審査取引参加者が増資等の合理性に係る審査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと当取引所が認める場合は、この限りでない。

- (1) 増資等の合理性に係る審査を行う部門（以下「増資合理性審査部門」という。）を設置すること。
- (2) 増資合理性審査部門において増資等の合理性に係る審査を行う担当者は、上場案件等を獲得するための営業推進業務及び上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。
- (3) (略)

(社内規則等の制定)

(社内記録の作成、保存)

第12条 審査取引参加者は、上場申請を行った者に対する増資の合理性に係る審査について、次の各号に掲げる社内記録を作成し、上場申請日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとする。

- (1) 増資の合理性に係る審査において収集した資料及び情報（増資の合理性に係る審査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
- (2) 増資の合理性に係る審査の結果の形成過程に係る記録

(増資の合理性に係る審査の独立性の確保)

第13条 審査取引参加者は、次の各号に適合する組織体制を整備するものとする。ただし、審査取引参加者が増資の合理性に係る審査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと当取引所が認める場合は、この限りでない。

- (1) 増資の合理性に係る審査を行う部門（以下「増資合理性審査部門」という。）を設置すること。
- (2) 増資合理性審査部門において増資の合理性に係る審査を行う担当者は、上場案件等を獲得するための営業推進業務及び上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。
- (3) (略)

(社内規則等の制定)

第14条 審査取引参加者は、増資等の合理性に係る審査の実施及び増資合理性審査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

第14条 審査取引参加者は、増資の合理性に係る審査の実施及び増資合理性審査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

#### 付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(安定操作取引に関する行為)</p> <p>第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券及び時価又は時価に近い一定の価格により投資証券が発行される新投資口予約権を表示する新投資口予約権証券（以下「時価新投資口予約権証券」という。）以外の新投資口予約権証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券）、上場優先出資証券若しくは上場投資証券（時価新投資口予約権証券の募集又は売出しの場合には上場投資証券又は上場時価新投資口予約権証券）（以下「上場株券等」という。）又は上場投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）について、安定操作取引（施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。）内において執行する条件の買付けに関して行う次に掲げる行為（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。）</p>	<p>(安定操作取引に関する行為)</p> <p>第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券）、上場優先出資証券若しくは上場投資証券（時価新投資口予約権証券の募集又は売出しの場合には上場投資証券又は上場時価新投資口予約権証券）（以下「上場株券等」という。）又は上場投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）について、安定操作取引（施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。）内において執行する条件の買付けに関して行う次に掲げる行為（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。）</p>

ら第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において執行する条件の買付けに関する次に掲げる行為(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。)

a～d (略)

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。)

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券、投資証券、時価新投資口予約権証券又は時価新株予約権付社債券(安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあっては、当該投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(金融商品取引業者又は取引所取引許可業者からの買付けの受託、金融商品取引業者又は取引所取引許可業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

b (略)

a～d (略)

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。)

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券、投資証券又は時価新株予約権付社債券(安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあっては、当該投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(金融商品取引業者又は取引所取引許可業者からの買付けの受託、金融商品取引業者又は取引所取引許可業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

b (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株式分割等による株式を受ける権利等)</p> <p>第4条 取引参加者は、制度信用取引を行っている銘柄につき、株式分割等による株式を受ける権利（株式分割（優先出資分割、受益権の分割及び投資口の分割並びに外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）による株式（優先出資、受益権及び投資口並びに外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。）を受ける権利、株式無償割当て（外国株預託証券及び外国株信託受益証券に係るこれと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）による株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。以下同じ。）、新株予約権（株主に割り当てられたものに限り、<u>新投資口予約権</u>、株式の割当てを受ける権利並びに優先出資、新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合は、別表「権利処理価額等の算出に関する表」により算出した当該株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の価額（以下「権利処理価額」という。）に相当する額の金銭を当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。</p>	<p>(株式分割等による株式を受ける権利等)</p> <p>第4条 取引参加者は、制度信用取引を行っている銘柄につき、株式分割等による株式を受ける権利（株式分割（優先出資分割、受益権の分割及び投資口の分割並びに外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）による株式（優先出資、受益権及び投資口並びに外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。）を受ける権利、株式無償割当て（外国株預託証券及び外国株信託受益証券に係るこれと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）による株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。以下同じ。）、新株予約権（株主に割り当てられたものに限り、<u>新投資口予約権</u>、株式の割当てを受ける権利並びに優先出資、新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合は、別表「権利処理価額等の算出に関する表」により算出した当該株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。</p> <p>2～5 (略)</p>

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1編～第4編 (略)	第1編～第4編 (略)
第5編 ETF	第5編 ETF
第1章 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 ETF (第1101条～ <u>第1118条</u> )	第2章 ETF (第1101条～ <u>第1117条</u> )
第6編 (略)	第6編 (略)
付則	付則
別添 (略)	別添 (略)
別添様式 (略)	別添様式 (略)
(上場審査基準の取扱い)	(上場審査基準の取扱い)
第939条 (略)	第939条 (略)
2 規程第945条第1項第1号dに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。	2 規程第945条第1項第1号dに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。
(1) 監査報告書（最近1年間に終了する事業年度又は連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。次号において同じ。）において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、 <u>新規上場申請に係るETN信託受益証券の発行者</u> の責めに帰すべからざる事由によるものである場合	(1) 監査報告書（最近1年間に終了する事業年度又は連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。次号において同じ。）において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、 <u>新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由</u> によるものである場合
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
3～7 (略)	3～7 (略)
(第5編における定義)	(第5編における定義)
第1001条 (略)	第1001条 (略)
2 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 有価証券届出書 規程第1104条

第1項第2号eの(a)に規定する有価証券届出書をいう。

3 (略)

(上場審査基準の取扱い)

第1106条 (略)

2 規程第1104条第1項第2号eの(b)  
(同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項による場合を含む。)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 監査報告書（最近1年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了する計算期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、ETFの新規上場を申請した者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合

(2) (略)

3～7 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1110条 (略)

2～4 (略)

5 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提

(1)・(2) (略)

(新設)

3 (略)

(上場審査基準の取扱い)

第1106条 (略)

2 規程第1104条第1項第2号eの(b)  
(同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項による場合を含む。)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 監査報告書（最近1年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了する計算期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合

(2) (略)

3～7 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1110条 (略)

2～4 (略)

5 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提

出するものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適當と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場E T Fに係る管理会社は、第1号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(1)の4 (略)

(2) 上場E T Fに係る収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面

計算期間の末日（当該収益分配金又は当該給付金を受ける者を確定するための期日として計算期間の末日と異なる日を定める外国E T F及び外国E T F信託受益証券にあっては、当該異なる日。以下この号において同じ。）の3日前（休業日を除外する。）の日（計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の4日前（休業日を除外する。）の日）

6 上場E T F（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適當と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 上場E T Fに係る分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面

出するものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適當と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場E T Fに係る管理会社は、第1号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(1)の4 (略)

(2) 上場E T Fに係る収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面

計算期間の末日（当該収益分配金又は当該給付金を受ける者を確定するための期日として計算期間の末日と異なる日を定める外国E T Fにあっては、当該異なる日。以下この号において同じ。）の3日前（休業日を除外する。）の日（計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の4日前（休業日を除外する。）の日）

6 上場E T F（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適當と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 上場E T Fに係る分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面

営業期間又は計算期間の末日（当該分配金又は当該給付金を受ける者を確定するための期日として営業期間又は計算期間の末日と異なる日を定める外国ＥＴＦ及び外国ＥＴＦ信託受益証券にあっては、当該異なる日。以下この号において同じ。）の3日前（休業日を除外する。）の日（営業期間又は計算期間の末日が休業日に当たるときは、営業期間又は計算期間の末日の4日前（休業日を除外する。）の日）

（監理銘柄の指定の取扱い）

第1115条（略）

2 当取引所は、規程第1119条において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われた上場ＥＴＦを、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄（確認中）に指定する。

3・4（略）

（整理銘柄の指定の取扱い）

第1116条 当取引所は、上場ＥＴＦが次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1116条の規定に基づき、当取引所が当該上場ＥＴＦの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場ＥＴＦを整理銘柄に指定することができる。

（1）・（2）（略）

（3）規程第1119条において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した場合

（上場に関する料金の取扱い）

第1117条 規程第1117条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の

営業期間又は計算期間の末日（当該分配金又は当該給付金を受ける者を確定するための期日として営業期間又は計算期間の末日と異なる日を定める外国ＥＴＦにあっては、当該異なる日。以下この号において同じ。）の3日前（休業日を除外する。）の日（営業期間又は計算期間の末日が休業日に当たるときは、営業期間又は計算期間の末日の4日前（休業日を除外する。）の日）

（監理銘柄の指定の取扱い）

第1115条（略）

2 当取引所は、規程第1118条において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われた上場ＥＴＦを、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄（確認中）に指定する。

3・4（略）

（整理銘柄の指定の取扱い）

第1116条 当取引所は、上場ＥＴＦが次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1116条の規定に基づき、当取引所が当該上場ＥＴＦの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場ＥＴＦを整理銘柄に指定することができる。

（1）・（2）（略）

（3）規程第1118条において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した場合

（上場に関する料金の取扱い）

第1117条 規程第1117条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の

上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 新規上場料

次の a から d までに掲げるところによる。

a (略)

a の 2 前 a の規定にかかわらず、規程第

1 1 0 6 条第 1 項の規定の適用を受けて  
上場する内国 E T F にあっては、当該内  
国 E T F の純資産総額から、上場廃止と  
なった内国 E T F (上場廃止となった内  
国 E T F が複数ある場合には、上場廃止  
前の売買最終日における純資産総額が最  
も大きい内国 E T F に限る。) の上場廃  
止前の売買最終日における純資産総額を  
控除した額の 万分の 0. 75

ただし、当該計算により算出された金  
額が、10万円未満となる場合には 10  
万円とし、1,000万円を超える場合  
には 1,000 万円とする。

b ~ d (略)

(3) ~ (4) (略)

2 ~ 3 (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第 1 1 1 8 条 規程第 1 1 1 8 条に規定する施  
行規則で定める規定とは、次の各号に掲げる  
ものをいう。

(1) 規程第 1 1 1 1 条の規定において準  
用する規程第 5 0 2 条から同第 5 0 4 条ま  
で

(2) 第 1 1 1 3 条第 1 3 項の規定におい  
て準用する第 6 0 1 条第 1 1 項第 1 号及び  
第 2 号

上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 新規上場料

次の a から d までに掲げるところによる。

a (略)

(新設)

b ~ d (略)

(3) ~ (4) (略)

2 ~ 3 (略)

(新設)

(第6編における定義)

第1201条 この編において、「運用資産等」、「カントリーファンド」、「自己投資口」、「上場カントリーファンド」、「上場後5年以内の株券等」、「上場不動産投資信託証券」、「上場ベンチャーファンド」、「信託会社等」、「新投資口予約権証券」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」、「ベンチャーファンド」、「未公開株等」、「未公開株等関連資産」、「未公開株等評価機関」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1201条に規定する運用資産等、カントリーファンド、自己投資口、上場カントリーファンド、上場後5年以内の株券等、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、信託会社等、新投資口予約権証券、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。

2・3 (略)

4 規程第1201条第11号gに規定する施行規則で定めるものとは、不動産が資産の過半数を占める法人が発行する株式をいう。

5 規程第1201条第12号hに規定する施行規則で定めるものとは、資産の全てが不動産及び流動資産等である法人が発行する株式をいう。

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1202条 (略)

2 規程第1204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

(1) 投資証券

(第6編における定義)

第1201条 この編において、「運用資産等」、「カントリーファンド」、「上場カントリーファンド」、「上場後5年以内の株券等」、「上場不動産投資信託証券」、「上場ベンチャーファンド」、「信託会社等」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」、「ベンチャーファンド」、「未公開株等」、「未公開株等関連資産」、「未公開株等評価機関」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1201条に規定する運用資産等、カントリーファンド、上場カントリーファンド、上場後5年以内の株券等、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1202条 (略)

2 規程第1204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

(1) 投資証券

次の a から j までに掲げる書類

- a (略)
- b 規程第 1205 条第 2 号 a に適合するためには必要な不動産等を既に取得している旨又はそれを上場の時までに取得できる見込みである旨（不動産投資信託証券の新規上場を申請した者が第 1206 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を提出する場合は、上場後 3 か月以内に取得できる見込みである旨）を、幹事取引参加者が確約した書面
- c ~ i (略)
- j 新規上場申請日の属する営業期間の初日以後に、新規上場申請銘柄の発行者である者が自己投資口取得決議（自己投資口の取得に係る投資信託法第 80 条の 2 第 3 項の規定による決議をいう。）、自己投資口処分決議（自己投資口の処分に係る同法第 80 条第 4 項の規定による決議をいう。以下同じ。）又は自己投資口消却決議（自己投資口の消却に係る同法第 80 条第 4 項の規定による決議をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該決議を行った役員会の議事録の写し
- (2) (略)
- 3 (略)

（上場審査の形式要件の取扱い）

第 1206 条 (略)

2 規程第 1205 条第 2 号 a に規定する 70 % 以上となる見込みのあることとは、新規上場申請時において 70 % 以上であることをいう。ただし、不動産投資信託証券の新規上場を申請した者が次の各号に掲げる書類を上場承認時までに提出した場合は、上場後 3 か月以内に 70 % 以上となる見込みがあること

次の a から i までに掲げる書類

- a (略)
- b 規程第 1205 条第 2 号 a に適合するためには必要な不動産等を既に取得している旨又はそれを上場の時までに取得できる見込みである旨（新規上場申請者が第 1206 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を提出する場合は、上場後 3 か月以内に取得できる見込みである旨）を、幹事取引参加者が確約した書面
- c ~ i (略)
- (新設)

(2) (略)

3 (略)

（上場審査の形式要件の取扱い）

第 1206 条 (略)

2 規程第 1205 条第 2 号 a に規定する 70 % 以上となる見込みのあることとは、新規上場申請時において 70 % 以上であることをいう。ただし、新規上場申請者が次の各号に掲げる書類を上場承認時までに提出した場合は、上場後 3 か月以内に 70 % 以上となる見込みがあることをいう。

をいう。

(1) 取得する不動産等の情報についての記載がなされた有価証券届出書

(2) (略)

3 (略)

4 規程第1205条第2号dに規定する上場投資口口数については、上場日において見込まれる上場申請に係る投資口口数から不動産投資信託証券の新規上場を申請した者が所有する自己投資口口数（自己投資口処分決議を行った場合においては、上場日までの間において処分する投資口口数を除く。）を減じた投資口口数を上場投資口口数とみなして審査を行うものとする。

5 (略)

6 規程第1205条第2号iの（b）に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 監査報告書（最近1年間に終了する営業期間又は計算期間の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、不動産投資信託証券の新規上場を申請した者の責めに帰すべからざる事由によるものであるとき。

(2) (略)

7 (略)

（不動産投資信託証券の所有に関する規制）

第1221条 (略)

（新投資口予約権無償割当てに関する規制）

第1221条の2 新規上場申請銘柄の発行者が、新規上場申請日の6か月前の日以後において新投資口予約権無償割当てを行っている

(1) 取得する不動産関連資産の情報についての記載がなされた有価証券届出書

(2) (略)

3 (略)

(新設)

4 (略)

5 規程第1205条第2号iの（b）に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 監査報告書（最近1年間に終了する営業期間又は計算期間の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるとき。

(2) (略)

6 (略)

（所有に関する規制）

第1221条 (略)

(新設)

場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者は、当該新投資口予約権無償割当てを受けた者との間で、書面により当該新投資口予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を、新規上場申請日前に新投資口予約権無償割当てを行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後に新投資口予約権無償割当てを行っている場合は新投資口予約権の無償割当てがその効力を生ずる日から遅滞なく（当取引所が上場を承認する日の前日までに）、提出するものとする。

- 2 新規上場申請銘柄の発行者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。
- 3 第1項に規定する新投資口予約権無償割当てを行っているかどうかの認定は、新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日を基準として行うものとする。
- 4 第1項に規定する当該新投資口予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。
  - (1) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、割当てを受けた当該新投資口予約権（以下「割当新投資口予約権」という。以下同じ。）を、原則として、同項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において前項に規定する日以後1年間を経過していない場合には、前項に規

定する日以後 1 年間を経過する日) まで所有すること。この場合において、割当新投資口予約権の行使により取得した投資口又は当該投資口の分割により取得した投資口(以下「割当新投資口予約権に係る取得投資口」という。以下同じ。)についても同日まで所有すること。

(2) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請銘柄の発行者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請銘柄の発行者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請銘柄の発行者は、新投資口予約権無償割当てを受けた者が割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、投資口の口数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4) 新規上場申請銘柄の発行者は、割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に關し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて新投資口無償割当てを受けた者に対し割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況を当取引所に報告すること。

(5) 新投資口予約権無償割当てを受けた

者は、新規上場申請銘柄の発行者から前号に規定する割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請銘柄の発行者に報告すること。

(6) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他当取引所が必要と認める事項

(新投資口予約権の所有に関する規制)

第1221条の3 新投資口予約権無償割当てを受けた者が、前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合は、この限りでない。

(1) 割当てを受けた者がその経営の著しい不振により割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

2 新規上場申請銘柄の発行者は、新投資口予約権無償割当てを受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供

(新設)

することに同意するものとする。この場合において、当該書面は、当該割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3 新規上場申請銘柄の発行者は、新投資口予約権無償割当てを受けた者の割当新投資口予約権の所有状況に関して当取引所から照会を受けた場合には、当該割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る報告を当取引所に行うものとする。

4 前項の報告は、新規上場申請銘柄の発行者が必要に応じて新投資口予約権無償割当てを受けた者に対し割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当取引所に報告するものとする。

5 新規上場申請銘柄の発行者は、上場投資法人となった後においても、確約に定める期間内にあっては、第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(不動産投資信託証券の発行等の状況に関する記載)

第1222条 新規上場申請銘柄の発行者は、新規上場申請日の6か月前の日から上場日の前日までの期間において不動産投資信託証券の発行等（不動産投資信託証券の発行又は新投資口予約権の無償割当てを行うことをいう。この条及び次条において同じ。）を行っている場合には、当該発行等の状況を記載した書面を、新規上場申請日前に不動産投資信託証券の発行等を行っている場合は新規上場

(不動産投資信託証券の発行の状況に関する記載)

第1222条 新規上場申請銘柄の発行者は、新規上場申請日の6か月前の日から上場日の前日までの期間において不動産投資信託証券を発行している場合には、当該発行の状況を記載した書面を、新規上場申請日前に不動産投資信託証券の発行を行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後に不動産投資信託証券の発行を行っている場合は当該不動産投資信託証券の発行後遅滞なく（当取

申請日に、新規上場申請日以後に不動産投資信託証券の発行等を行っている場合は不動産投資信託証券の発行後又は新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日以後遅滞なく（当取引所が上場を承認する日の前日までに）、提出するものとする。

（不動産投資信託証券の発行等の状況に関する記録の保存等）

第1223条（略）

2・3（略）

4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく不動産投資信託証券の発行等の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

5（略）

（新投資口予約権証券の上場基準）

第1228条 規程第1211条第1項第1号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる基準とする。

（1）新投資口予約権無償割当てにより発行されるものであること。

（2）上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

（3）新投資口予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

2 上場投資法人は、規程第1211条第1項第2号に規定する手続きが実施されている場合には、次の各号に掲げる場合の区分に従い、

引所が上場を承認する日の前日までに）、提出するものとする。

（不動産投資信託証券の発行の状況に関する記録の保存等）

第1223条（略）

2・3（略）

4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく不動産投資信託証券の発行の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

5（略）

第1228条 削除

当該各号に定める書面を提出するものとする。

(1) 規程第1211条第1項第2号aに規定する手続きが実施されている場合

取引参加者が作成した当取引所所定の「投資口の発行の合理性に係る審査結果を記載した書面」

(2) 規程第1211条第1項第2号bに規定する手続きが実施されている場合

当取引所所定の「投資主の意思確認の結果について記載した書面」

3 規程第1211条第2項に規定する「確約書」は別記第5—7号様式によるものとする。

4 新投資口予約権証券の上場期間は、行使期間の初日以後の日であって当取引所が定める日から、当該新投資口予約権の行使期間満了の日前の日であって当取引所が定める日までとする。

(書類の提出等の取扱い)

第1230条 (略)

2 上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1213条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場投資法人は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(書類の提出等の取扱い)

第1230条 (略)

2 上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1213条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場投資法人は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (4)

(5) 規程第1213条第2項第1号aの

(n)に掲げる事項

次のaからcまでに掲げる書類

a 新投資口予約権無償割当て日程表 確定後直ちに

b 有価証券届出効力発生通知書の写し受領後直ちに

c 有価証券通知書及び変更通知書の写し内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(6) (略)

(7) (略)

3 (略)

4 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1213条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、第3号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 新投資口予約権の内容その他の条件の変更

変更内容説明の通知書 確定後直ちに

5 (略)

6 上場投資法人は、新投資口予約権証券について行使が行われる場合には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1213条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十

(1) ~ (4)

(新設)

(5) (略)

(6) (略)

3 (略)

4 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1213条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、第3号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

5 (略)

(新設)

分に開示されると認められる場合であつて、当取引所が適當と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 上場投資口口数報告書

月間報告を翌月初まで

(2) 上場している新投資口予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合における新投資口予約権の行使通知

その都度直ちに

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1233条 (略)

2~10 (略)

11 第1206条第1項の規定は、規程第1218条第2項に規定する不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額、運用資産等の総額、純資産総額並びに資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第5項の規定は、規程第1218条第2項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(上場等に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第5項の規定は、この条に規定する純資産総額

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1233条 (略)

2~10 (略)

11 第1206条第1項の規定は、規程第1218条第2項に規定する不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額、運用資産等の総額、純資産総額並びに資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第4項の規定は、規程第1218条第2項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(上場に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第4項の規定は、この条に規定する純資産総額に

について、それぞれ準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場料 (次号に掲げるものを除く。)

a～c (略)

(3)の2 新規上場料 (新投資口予約権証券の新規上場に係るものに限る。)

次のa及びbに掲げる場合の区分に従い、当該a及びbに定める金額を、当該新規上場申請に係る新投資口予約権証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

a 新投資口予約権の行使に係る払込金額に新投資口予約権の目的である投資口の数を乗じて得た金額が50億円以下の場合 17万円

b 新投資口予約権の行使に係る払込金額に新投資口予約権の目的である投資口の数を乗じて得た金額が50億円を超える場合 34万円

(4) 追加発行時又は追加信託時の追加上場料

a 追加発行総額（発行価格の総額をいう。）又は追加信託総額の万分の9に相当する金額とする。ただし、新投資口予約権の権利行使により新たに発行された投資口を上場する場合には、新投資口予約権の行使に際して出資される財産の価額（「新投資口予約権の行使に係る払込金額」という。以下同じ。）に行使される投資口の数を乗じて得た金額の万分の8に相当する金額とする。

b (略)

c 追加発行時又は追加信託時の追加上場料は、新たに発行する不動産投資信託証券の上場日の属する月の翌月末日までに

について、それぞれ準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場料

a～c (略)

(新設)

(4) 追加発行時又は追加信託時の追加上場料

a 追加発行総額（発行価格の総額をいう。）又は追加信託総額の 万分の9

b (略)

c 追加発行時又は追加信託時の追加上場料は、新たに発行する不動産投資信託証券の上場日の属する月の翌月末日までに

支払うものとする。ただし、新投資口予約権の権利行使により新たに発行された投資口を上場する場合には、新投資口予約権の行使期間満了の日が属する月の翌月末までに支払うものとする。

(4) の 2 新投資口予約権の発行に係る料金

新投資口予約権の行使に係る払込金額に新投資口予約権の目的となる投資口口数の数を乗じて得た金額の万分の 1 に相当する金額を、新投資口予約権の発行を行った日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(5) (略)

2 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第 1327 条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第 1312 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第 2 号 c に規定する書類（法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。）並びに第 3 号 a、b 及び d 並びに第 4 号 b 並びに第 9 号 a に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

支払うものとする。

(新設)

(5) (略)

2 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第 1327 条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「上場ベンチャーファンド発行者等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第 1312 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンド発行者等は、第 2 号 c に規定する書類（法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。）並びに第 3 号 a、b 及び d 並びに第 4 号 b 並びに第 9 号 a に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (11) (略)

3 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第2号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1407条 (略)

2 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1410条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、第3号b、第9号及び第9号の2に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 前各号に掲げる事項以外の上場カントリーファンドに関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに 「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動

(1) ~ (11) (略)

3 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。この場合において、上場ベンチャーファンド発行者等は、第2号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1407条 (略)

2 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1410条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、第3号b、第9号及び第9号の2に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 前各号に掲げる事項以外の上場カントリーファンドに関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

後直ちに)

### 付 則

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第1202条第2項第1号j及び第1206条第4項の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の第1228条第4項の規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号）の施行の日から適用することとし、当該施行の日より前の日に上場申請を行う者についての新投資口予約権証券の上場期間は、当取引所が定める日から、新投資口予約権の行使期間満了の日前の日であって当取引所が定める日までとする。

### 別記様式

第5－7号様式 新投資口予約権証券 確約書

(新設)

### 確約書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

### 本店所在地

会社名 印

代表者の

役職名 印

(コード番号 )

本投資法人は、平成　年　月　日発行  
の新投資口予約権証券の上場に関して、次の事  
項を貴取引所に対し確約いたします。

1. 本投資法人は、貴取引所が上場新投資口予約権証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出します。
2. 本投資法人は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場新投資口予約権証券の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。
3. 本投資法人は、上場新投資口予約権証券について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。
4. 本投資法人は、貴取引所の有価証券上場規程に従い、所定の新規上場料を支払います。
5. 本投資法人は、前各項のほか、貴取引所の定めるところに従い、新投資口予約権証券の円滑な流通に支障をきたさないよう処理いたします。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>IIIの5 上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査</p> <p>(公益又は投資者保護の観点)</p> <p>規程第304条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>（1） 次のaからeまでに該当しないこと  <u>(規程第304条第1項第2号に規定するコミットメント型の場合を除く。)</u>。</p> <p>a～e (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>IIIの5 上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査</p> <p>(公益又は投資者保護の観点)</p> <p>規程第304条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>（1） 次のaからeまでに該当しないこと  <u>(コミットメント型の場合を除く。)</u>。</p> <p>a～e (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>VIの2 <u>E TN信託受益証券</u>の新規上場審査</p> <p>(<u>E TN信託受益証券</u>の新規上場申請に係る上場審査)</p> <p>1. (略)</p>	<p>VIの2 <u>指標連動証券</u>の新規上場審査</p> <p>(<u>指標連動証券</u>の新規上場申請に係る上場審査)</p> <p>1. (略)</p>
<p>VIIIの2 <u>上場投資法人が発行する新投資口予約権証券の上場審査</u></p> <p><u>(公益又は投資者保護の観点)</u></p> <p><u>規程第1211条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</u></p> <p><u>(1) 次のaからdまでに該当しないこと</u>  <u>(規程第1211条第1項第2号に規定するコミットメント型の場合を除く。)</u>。</p> <p><u>a 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人の上場不動産投資信託証券</u></p>	

が、規程第1221条の規定により監理銘柄に指定されている場合又は規程第1222条の規定により整理銘柄に指定されている場合

b 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人の上場不動産投資信託証券が、次の（a）から（e）までのいずれかに該当する場合

（a） 規程第1218条第2項第1号に定める期間内にある場合

（b） 規程第1218条第2項第2号に定める期間内にある場合

（c） 規程第1218条第2項第3号に定める期間内にある場合

（d） 規程第1218条第2項第4号に定める期間内にある場合

（e） 規程第1218条第2項第5号に定める期間内にある場合

c 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人の運用成績及び財政状態が、規程第1211条第1項第3号a又はbのいずれかに該当した場合と実質的に同視できると認められる場合

d その他aから前cまでに規定するものに準ずる状態と認められる場合

（2） 新投資口予約権証券の権利行使の制限を行う場合においては、当該制限を行う必要性及び相当性が認められること。

（3） その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

#### 付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則  
の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(T o S T N e T 取引に係る売買の取消し)</p> <p>第13条 T o S T N e T 特例第18条第1項の規定により行うT o S T N e T 取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、業務規程第29条第5号の規定により売買立会による売買が停止された時、T o S T N e T 特例第19条第5号の規定によりT o S T N e T 取引に係る売買が停止された時又は業務規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券<u>及び</u>投資証券及び新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券</p> <p>第16条第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(T o S T N e T 取引に係る売買の取消し)</p> <p>第13条 T o S T N e T 特例第18条第1項の規定により行うT o S T N e T 取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、業務規程第29条第5号の規定により売買立会による売買が停止された時、T o S T N e T 特例第19条第5号の規定によりT o S T N e T 取引に係る売買が停止された時又は業務規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券<u>及び</u>投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券</p> <p>第16条第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第16条 T o S T N e T 特例第19条第5号に掲げる場合の T o S T N e T 取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

(1) 内国株券及び内国商品信託受益証券  
上場株式数（新株予約権証券の場合は上場新株予約権個数をいい、出資証券の場合は上場出資口数をいい、優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいい、新投資口予約権証券の場合は上場新投資口予約権個数をいう。）の10%に相当する数量。

(2) • (3) (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第16条 T o S T N e T 特例第19条第5号に掲げる場合の T o S T N e T 取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

(1) 内国株券及び内国商品信託受益証券  
上場株式数（出資証券の場合は上場出資口数をいい、優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。）の10%に相当する数量。

(2) • (3) (略)